

(別記)

鳥取県肺がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 胸部エックス線撮影、CT撮影が可能であること。
- 2 気管支ファイバースコープ検査が施行でき、かつ気管支ファイバー下病理検査が可能であること。
ただし、他施設に委託することも可能であること。
- 3 CT読影を含む精密検査のために十分な経験と技術を持った医療担当者が確保されていること。
- 4 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- 5 発見肺がんに関して部会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- 6 精検症例を部会等に提出して討議できること。
- 7 担当医が、肺がん検診従事者講習会を過去3年間に以下に指定する学会及び研究会に参加して、合計20点以上を取得すること
 - (1) 鳥取県健康対策協議会主催の肺がん検診従事者講習会 10点(過去3年間に1回は必須事項)
 - (2) 各地区医師会主催の肺がん検診研究会 2点
 - (3) 日本肺がん学会総会 5点
 - (4) 肺がん検診セミナー 5点
 - (5) 日本肺がん学会中四国地方会 3点
- 8 関連各種学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。